⑪　本工事は、適正な下請負人への契約、支払いを確認するために、限定的にオープンブックを採用する工事である。

オープンブックの実施方法等については、発注者及び受注者間で「東松島市震災復興事業東矢本駅北地区整備工事に係るオープンブックの実施に関する確認書」を締結するものとする。

⑺　受注者が行う下請負人の選定に当たっては、特定の者に偏ることなく数次の下請負人を含めて、地元企業を最優先で活用を図るものとする。

実施にあたっては、発注者及び受注者間で「東松島市震災復興事業東矢本駅北地区整備工事に係る下請負人の選定に関する確認書」を締結するものとする。

2　競争参加資格　申請書及び資料の提出者は、次の資格を有する者であること。

⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

⑵　当機構関東地区（対象都道府県は東京都、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、山梨、長野、新潟、群馬、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島の各県及び北海道。以下同じ。）における平成23・24年度の一般競争参加資格について「土木工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、総務人事等担当理事が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　当機構関東地区における平成23・24年度の一般競争参加資格について「土木工事」の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（⑸の共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成９年度以降に、元請として施工を完了したもののうち、次の条件を満足する工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る）。ただし、提出期間の最終日までに完成している工事に限る。

・同一区域内において、整地工、排水工及び道路工のすべてを含んだ土木工事で、施工面積が5.0　以上

【単体の場合】

上記の実績を有すること。

【共同企業体の場合】

各々の構成員が上記の実績を有すること。なお、構成員数は３者までとする。

【経常企業体の場合】

上記の実績を有すること。

⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑺　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑻　上記１⑸⑤に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

⑽　次に掲げる基準を満たす技術者を専任で配置できる者であること。ただし、①及び②の兼任は可とする。なお、共同企業体の場合、①については代表者から選定し、②については構成員それぞれが専任で配置できること。

①　本工事全般を調整する統括管理技術者

イ　同一区域内において、整地工、排水工、道路工のうち２工種以上の土木工事の調査・設計業務又は工事において、指導的立場（設計における管理技術者及び工事における監理技術者、主任技術者又は現場代理人。）で従事した経験を有する者であること。

ロ　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書及び資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

②　工事施工に係る主任技術者又は監理技術者

イ　下記に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、工事の経験を有することを証明できるもの（契約書の写し、コリンズ登録等写し）を添付すること。

【単体の場合】

同一区域内において、整地工、排水工、道路工のうち２工種以上の土木工事の施工実績

【共同企業体及び経常企業体の場合】

すべての構成員で、整地工、排水工、道路工のうち２工種以上の土木工事の施工実績

ロ　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

ａ）１級建設機械施工技士の資格を有する者

ｂ）技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、又は林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、総合技術管理部門（選択科目を「建設」とするものに限る。））の資格を有する者

ｃ）これらと同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者

ハ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ニ　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは、申請書及び資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

⑾　次に掲げる業務の実施にあたり、それぞれの基準を満たす技術者を実施期間に合わせて配置できること。なお、兼任は可とするが、設計業務に係る管理技術者及び照査技術者は兼任できない。また、常駐、専任ともに不要である。

①　測量業務　測量法（昭和24年法律第188号）に基づき登録された測量士の資格を有する主任技術者

②　地質調査　地質調査に関する知識を有する主任技術者

③　設計業務　下記のいずれかの資格を有し、登録を行っている者を管理技術者及び照査技術者として配置できること。

イ　技術士（建設部門又は総合技術監理部門：選択科目を「建設」とするものに限る。）

ロ　ＲＣＣＭ

ハ　イ及びロと同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者

④　その他、業務に応じて関連法令等で定める技術者

3　総合評価に関する事項

⑴　入札参加者は「価格」及び「企業の技術力」をもって入札するものとし、入札価格が予定価格の制限範囲内である者のうち、下記⑵によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。また、評価値の最も高い者が２名以上ある時は、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

⑵　評価値は、技術評価点を入札価格で除した数値とし、技術評価点の加算点の最高点数は40点とする。

評価値＝技術評価点／入札価格

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点(最大40点)

⑶　加算点の対象となる評価項目は下記のとおり。

①　詳細設計内容の改善に関する提案

②　工期短縮に向けた施工計画の提案

③　ＪＲ近接施工に関する施工方法の提案

④　宅地品質の確保に関する提案

⑷　失格要件　「技術提案」が、未提出、白紙提出の場合は、提出書類不備による失格とする。

また、「技術提案」の内容に著しい不備などがあり、安全面、品質面等で適切でないことが明らかである場合は、失格とすることがある。